

土地改良事業計画設計基準 計画「ほ場整備（水田）」基準及び運用の解説 一部改定新旧対照表

(赤線部分は改定部分)

改 正 後	現 行
<p>基準 3.6.3 及び運用 3.6.3 では、支線農道について明らかにしている。</p> <p>1. 構造及び幅員～3. 路床及び舗装 (略)</p> <p>4. 小規模農道橋</p> <p>小規模農道橋とは、ほ場内農道のうち支線農道、耕作道においてほ場内の用排水路等に架設する農道橋のうち、以下の事項全てに該当するものをいう。</p> <p>① 道路構造令に準拠しない農道に架設するもの</p> <p>② 単径間かつ単純支間長24m以下、かつ橋台高6m程度以下のもの</p> <p>③ 設計自動車荷重196kN以下、かつ1車線、かつ車道幅員5.5m未満のもので、<u>想定荷重を超える車両の通行規制標識や進入防止ブロック等を設置するもの</u></p> <p>④ 万一、地震による被害を被った場合でも、地域社会や上下流域に大きな影響を及ぼすおそれがなく、<u>速やかな撤去又は復旧が可能なもの</u></p>	<p>基準 3.6.3 及び運用 3.6.3 では、支線農道について明らかにしている。</p> <p>1. 構造及び幅員～3. 路床及び舗装 (略)</p> <p>4. 小規模農道橋</p> <p>小規模農道橋とは、ほ場内の用排水路等に架設する農道橋のうち、以下の事項全てに該当するものをいう。</p> <p>① 道路構造令に準拠しない農道に架設するもの</p> <p>② <u>橋長50m以下(2スパン)</u>、単純支間長24m以下、橋台高6m程度以下、<u>橋脚高10m以下</u>のもの</p> <p>③ 設計自動車荷重137kN以下、1車線、車道幅員5.5m未満のもの</p> <p>④ 万一、地震による被害を被った場合でも、地域社会に大きな影響を及ぼすおそれのないもの</p>